
プロジェクト **企業会計基準諮問会議からのテーマ提言**

項目 **企業会計基準諮問会議からのテーマ提言への対応**

I. 本資料の目的

1. 本日の委員会において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して 1 件の新規テーマの提言があった。本資料では、当該提言に関する当委員会の対応方針の案を記載しており、ご意見をいただくことを目的としている。

II. 新規テーマの提言への対応

(資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて)

企業会計基準諮問会議による提言の内容

2. 審議資料(1)-2の「資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて」に関する提言の内容は、以下のとおりである。

資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、第一号から第三号電子決済手段と第四号電子決済手段それぞれについて次のように取扱いを分けた上で貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

- (1) まず、第一号から第三号電子決済手段の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行う。
- (2) 第四号電子決済手段については、内閣府令の内容が公表された後に、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、(1)の検討に含めるのか、(1)とは切り離して別途検討を行うのかを判断する。

ただし、上記については、基準開発の方向性が、今後の国際的な会計基準の動向と乖離が生じることが想定される場合等においては、検討の方向性を見直しや休止の必要性に留意することとする。

当委員会の対応方針（案）

3. 企業会計基準諮問会議の提言を尊重し、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて、当委員会の新規テーマとしてはどうか。

また、本提案の対象となる「電子決済手段」は、実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」の対象となる「暗号資産」や、実務対応報告公開草案第63号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」において対象とすることを提案している「電子記録移転有価証券表示権利等」と同様に、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値として定義されており、これらに関連するテーマであると考えられるため、これらの実務対応報告の検討を行った実務対応専門委員会において対応することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

上記の当委員会の対応方針(案)に同意するか。

以 上